

■お問い合わせ 総務課庶務防災グループ



町ホームページでも公開中！
スマートフォンにも対応！



町は、平成25年に配布した津波ハザードマップの見直しを行いました。
今回配布されたこのハザードマップは、平成23年3月に甚大な被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、平成29年2月に北海道が公表した「津波浸水予測図」を基本に作成したもので、

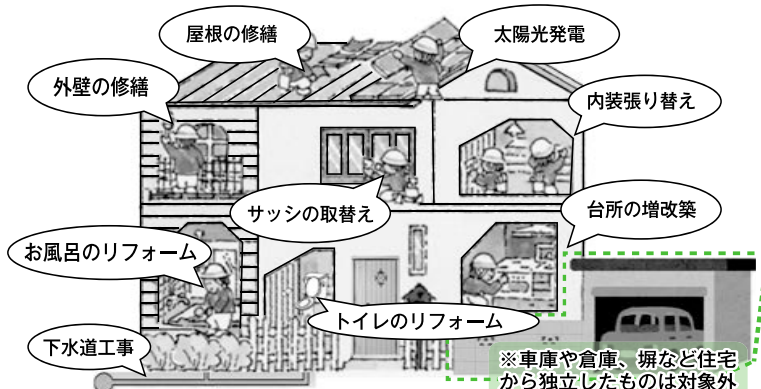
この津波から身を守るためには、津波警報・注意報が発令されたときに、自ら判断し、避難しなければなりません。
そのためにもハザードマップを参考に、上ノ国町が津波に襲われるとき、どこに、どのように避難するのが良いか、ご家族で話し合っておきましょう。



ので、「最大級の津波」が発生した場合の浸水予測範囲や浸水の深さ、避難経路や避難場所を掲載しています。

津波ハザードマップ(2018年版)を必ずご確認ください！

工事費全体の20%（上限30万円）を補助!!



※車庫や倉庫、塀など住宅から独立したものは対象外

町では一昨年度から、町内業者を利用した住宅の新築又はリフォーム工事等の費用に對し、補助金を交付しています。
申請受付は、平成31年2月28日までとなりますので、是非ご利用ください。

※例：工事費200万円の場合、補助率20%では40万円となりますが、補助金は上限額の30万円となります。

◆補助対象工事についての注意点

- 次の全てに該当する必要があります。
- (1) 増改築やリフォーム等に要する費用（消費税等含む）が20万円以上のもの
 - (2) 町内の建設業者または商工会会員が施工するもの
 - (3) 補助金交付決定前に着工していないもの
 - (4) 当該年度末までに完了届を提出できるもの
 - (5) 建築基準法、建設業法その他の法令に違反しない工事

◆補助の対象となる方

- 現在、リフォーム等を行う住宅に住んでいる、または居住しようとしている方で、次の全てに該当する方（共同所有の場合はいずれかの一人に限る）
- (1) 町内に住所を有する方
 - (2) 工事を行う住宅の所有者または所有者の直系親族の方
 - (3) 町税その他の町の公課に滞納がない方（同居者を含む）
 - (4) 町税の滞納に対する制限措置を受けていない方（同一世帯の全員）

◆受付期間 平成30年4月1日～平成31年2月28日（土日祝日を除く）

※平成30年度の補助金予算額は2,000万円です。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了しますのでご注意ください。
※この事業の補助を受けられるのは、事業年度にかかわらず一つの住宅について1回限りです。（同一世帯及び同一人につき期間中に1回に限る）

●相談・申込・お問い合わせ：施設課土木建築グループまたは 上ノ国商工会（☎55-2121）